株主各位

静岡県浜松市南区米津町2804番地

ASTI株式会社

代表取締役社長 波多野淳彦

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますの で、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面により事前 に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願 い申しあげます。

書面による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考 書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いた だき、2021年6月17日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきた くお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年6月18日(金曜日)午前10時
- 2. 場 静岡県浜松市南区米津町2804番地 所

ASTI株式会社 本社6階会議室

3. 月的事項

- 報告事項 1. 第58期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委 員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第58期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

DJ F

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。代理人によるご出席の場合は、委任状 も会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株 主1名に限らせていただきます。

≪株主様へのお願い≫

- ・本総会にご出席の株主様は、本総会開催日当日における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
- ・当日は本社入口で検温にご協力いただきます。その際、体調不良と見受けられる株主様には、入場をお控えいただくことがございます。ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
- ◎本定時株主総会の運営に変更が生じた場合、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.asti.co.jp/) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、昨年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により急激に減速しましたが、第3四半期から地域差はあるものの、消費は持ち直してまいりました。一方、日本経済におきましても、第2四半期から回復基調となりましたが、その回復ペースは鈍く、未だに新型コロナウイルス感染症の影響前の経済状態には回復していない状況です。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画の最終年度として、「成長を遂げる」のスローガンのもと次の3項目を重点に取り組んでまいりました。

- ① 各国内工場は徹底的に業務の改善改革(省人化・省時間・合理化・省 スペース化)を行い、更なる利益を出す。
- ② 商品構造が変化する中、将来に繋がる新事業・新商品・新部品をお客様に提案していく案件を創り出す。
- ③ 会社のしくみを変え、会社風土改革に結び付ける。

具体的には、「各国内工場は徹底的に業務の改善改革(省人化・省時間・合理化・省スペース化)を行い、更なる利益を出す。」について、国内、国外共、各工場における工程の合理化・自動化を進めてまいりました。また新生産システムの導入を進め更なる合理化を目指してまいります。

「商品構造が変化する中、将来に繋がる新事業・新商品・新部品をお客様に提案していく案件を創り出す。」につきましては、社内から開発事業を公募するしくみを推進しております。加えて、新規事業部では昨年度に引続き開発製品の事業化に向けた施策の実施、開発事業部ではパワーエレクトロニクス技術を活用した新たな製品開発を推進しております。

「会社のしくみを変え、会社風土改革に結び付ける。」につきましては、 管理職への人事考課研修、情報セキュリティ研修等を開催し、会社の管理 レベルの強化に努めると共に、社員の自己研鑽を推進する為の新規メニュ

一づくりを行ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、ほぼ前期の水準まで挽回し売上高は45,213百万円(前期比0.6%減)、営業利益は980百万円(同2.1%増)、経常利益は為替差益239百万円の発生などにより1,381百万円(同37.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の計上による税金費用の減少等により1,390百万円(同155.8%増)となりました。

[事業別売上高]

事業内容	第 57 期 (2020年3月期)	第 58 (2021年 3	第 58 期 (2021年3月期)			
	売 上 高 構 扇	龙比 売 上 高	構成比			
車 載 電 装 品	17,506百万円 38.	5% 16,282百万円	36.0%	7.0%減		
民 生 産 業 機 器	12,691百万円 27.	9% 14,309百万円	31.7%	12.7%増		
ワイヤーハーネス	15,220百万円 33.	4% 14,512百万円	32.1%	4.7%減		
そ の 他	77百万円 0.	2% 109百万円	0.2%	41.0%増		
合 計	45,496百万円 100.	0% 45,213百万円	100.0%	0.6%減		

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,686百万円であります。

その主なものは、国内の生産拠点におきましては、新機種立上げに伴う 生産設備の更新等であり、海外の生産拠点におきましては、ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATIONにおける実装設備の増設等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株又は社債の発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境については、新型コロナウイルス感染症の蔓延による世界経済の分断、地球環境問題を背景とした自動車・二輪車の電動化への急速な動きなど、刻々と変化をしております。その中で当社が、今後、成長を続けて行くためには需要の変化を機敏にとらえ、生産の重点を変えていく必要があります。これらに対応すべく新中期経営計画「VISION2025」(2021~2025年度)を策定し、次の4分野を重点的に強化してまいります。

第1に「低炭素社会の実現に資する電子ユニット」です。地球環境問題を背景として世界的な脱炭素化の流れが加速しています。自動車・二輪車は急速に電動化していきます。従来培ってきた充電器、インバータ、DCDCコンバータの開発・生産技術を磨き、受託製品製造から、自社開発/自社設計製品の製造への流れを強めてまいります。

第2に「重要電子機器をつなぐワイヤーハーネス」です。ワイヤーハーネス事業は当社の屋台骨です。ベトナムにおける生産体制を充実させるとともに、オリジナル部品開発を進め、付加価値の増大を図ってまいります。第3に「新規事業」です。従来、研究開発を行ってきたメディカル関連製品、超音波関連製品がようやく販売への道筋が見えてきました。ASTI開発製品の販売比率を上げ、ASTI全体の収益性を向上させてまいります。

第4に「海外における受注生産事業」です。日本国内では、今後、人口減少に伴い、市場の拡大は見込めませんが、アジア、特にインドにおいては比較的高い経済成長がかなり長期にわたって見込まれています。経済成長する国には、当社が成長した日本の70年代、80年代と同様、多くの事業機会があります。アジアの経済成長を取り込むことが当社の発展の鍵となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 55 期 (2018年3月期)	第 56 期 (2019年3月期)	第 57 期 (2020年3月期)	第 58 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売	上	高 (百万円)	47, 643	47, 547	45, 496	45, 213
経	常利	益 (百万円)	1,849	2, 050	1,005	1, 381
	社株主 排純利益	に帰属する (百万円)	1, 393	1,615	543	1, 390
1 株	当たり当	期純利益(円)	436. 35	510. 89	173. 88	444. 83
総	資	産 (百万円)	30, 769	31, 707	30, 252	34, 733
純	資	産 (百万円)	15, 407	16, 366	16, 269	17, 938
1 株	ミ当たり綱	直資産額(円)	4, 822. 02	5, 229. 14	5, 199. 31	5, 733. 53

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第 55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当 たり純資産額を算出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月 16日)等を第56期の期首から適用しており、第55期の総資産の金額については、当該 会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	841, 000千インドルビー	98. 2%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	750, 000千インドルピー	99.9%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	8,000千米ドル	100.0%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 民 生 産 業 機 器 の 製 造 販 売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI ELECTRONICS CORPORATION	5,000千米ドル	100.0%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 民 生 産 業 機 器 の 製 造 販 売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	20,000百万ベトナムドン	100.0%	研究開発、製品設計、生産設備設計
杭州雅士迪電子有限公司	625,000千 円	100.0%	民生産業機器の製造販売
浙江雅士迪電子有限公司	9, 150千米ドル	100.0%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ワイヤーハーネスの製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) **主要な事業内容**(2021年3月31日現在)

	事	業	区	分		主	要	な	製	
						各種電子制御	ユニット			
車	載	電		装	品	エアコン制御・	システム			
						コーナーセン	サ			
						洗濯機用・食	器洗浄機用	電子制御	基板	
民	生	産	業	機	器	通信用スイッ	チユニット	`		
						産業用ロボッ	トコントロ	ローラ基板		
17	1 4			ー ネ	7	四輪・二輪用	ワイヤーバ	、 ーネス		
	1 7			- ホ	^	船舶用ワイヤ	ーハーネフ	ζ.		

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

	主	要	拠	点		所	₹:	E	地	
	本	社	I	場	静	岡	県	浜	松	市
	掛	ЛП	工	場	静	岡	県	掛	Ш	市
717 +1	磐	田	エ	場	静	岡	県	磐	田	市
当社	都	田	エ	場	静	岡	県	浜	松	市
	袋	井	エ	場	静	岡	県	袋	井	市
	浜	松	工	場	静	岡	県	浜	松	市
	ASTI E	LECTRONICS IN	DIA PRIVAT	E LIMITED	インド共和国ハリアナ州					
	ASTI	INDIA PR	IVATE I	LIMITED	インド共和国グジャラート州					
	ASTI E	ELECTRONICS	HANOI COF	PORATION	べト	・ナム社	:会主	養共和	国ハノ	イ市
子会社	ASTI	ELECTRONI	CS CORP	ORATION	ベト	ナム社	会主義共	共和国 と	ごンズォ	ン省
	ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM ベトナム社会主									ン市
	杭州雅士迪電子有限公司 中華人民共和国浙江									工省
	浙江	雅士迪	電子 有	限公司	中	華人	民共	和国	浙江	[省

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
車 載 電 装 品	681名	△64名
民 生 産 業 機 器	691名	108名
ワイヤーハーネス	3,695名	365名
そ の 他	46名	△16名
全 社 (共 通)	49名	8名
計	5, 162名	401名

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員等は含んでおりません。
 - 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門 に所属しているものであります。
 - 3. 従業員増加の主な理由は、ベトナム子会社における生産量増加に伴う増員によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減
		6244	7 =	1名

(注)従業員数には、当社から社外への出向者(24名)を除いております。 なお、従業員数には、臨時従業員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借	入	先	借	入	金	残	高
株式会	会社 名 古 屋	銀行				2,740百	万円
株 式	会 社 静 岡	銀行				1,770百	万円
株式会	社 三 菱 U F	J 銀 行				1.428百	1万円
株式会	させみずほ	銀行				1, 187首	万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 9,600,000株

(2) 発行済株式の総数 3,417,006株(自己株式 290,723株を含む。)

(3) 株主数 1,751名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
A S T I 共	栄 会		216, 28	8株				9%
A S T I 従業員	持 株 会		204, 78	1株			6. 6	6%
ビービーエイチ フオー ファロー プライスド ストツク (プリンシパル オール セクター サブホ	フアンド		177, 64	3株			5. 7	7%
ビービーエイチ フイデリテイ ヒ フイデリテイ シリーズ イント オ ポ チ ユ ニ テ イ ズ こ	リンシツク		120,00	0株			3.8	3%
株式会社名古屋	量 銀 行		79, 20	0株			2. 5	5%
関 東 財 移	局		76, 82	1株			2. 5	5%
株 式 会 社 静 岡	銀行		72, 00	0株			2. 3	3%
日本生命保険相	互 会 社		62, 24	0株			2. ()%
浜 松 磐 田 信 用	金 庫		54, 08	0株			1. 7	7%
DFA INTL SMALL CAP VALUE	PORTFOLIO		53, 70	0株			1. 7	7%

- (注) 1. 当社は、自己株式を290,723株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

地	位	H	.13	4	Ž	担	当	及	び	重	要	な	兼	職	の	状	況
代表取締	行会長	植	平	幹	夫												
代表取締	6役社長	波多	多野	淳	彦	経営	本部	8長美	兼新	規事	業部	『長					
取 絲	6 役	原		_	隆	開発	事業	部上	툿								
取 絲	6 役	深	田	弘	文	ハー	ネス	事	業部	長							
取締役	相談役	鈴	木	伸	和												
取 新 (常勤監査		百	鬼	直	樹												
取 系(監査等		宮	木	啓	治	株式 社外 医療	取締	役								ζ	
取		山	П	昇	吾			. ,			-17	• • •		_,			
取 系 (監査等		捻	橋	かま	3り	弁護	士										

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 宮木啓治氏、山口昇吾氏及び捻橋かおり氏は、社外取締役であり、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 取締役(常勤監査等委員)百鬼直樹氏は、過去に経理業務に携わり、内部監査室長としての経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、百鬼直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 2020年6月29日開催の第57回定時株主総会において、深田弘文氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - 4. 捻橋かおり氏の戸籍上の氏名は家田かおりであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての取締役(監査等委員)と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての取締役(監査等委員)とも、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、被保険者の範囲を取締役とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め全額当社にて負担しております。

ただし、被保険者が違法に利益または便宜の供与を得たこと、犯罪行為 または法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠 償は、当該保険契約によっても填補されません。

(4) 取締役等の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の報酬は、取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)で区分し、それぞれ株主総会で承認された報酬総額の限度額内で分掌業務、同業、同規模の他社との比較及び従業員給与との均衡等を考慮して、取締役会の決議及び監査等委員の協議により決定しております。

当社は役員の報酬総額について、取締役(監査等委員を除く)については年額200百万円以内、取締役(監査等委員)については年額50百万円以内とする旨、2019年6月21日開催の第56回定時株主総会において決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役3名)です。

任意の諮問機関である指名・報酬委員会は取締役の人事案及び報酬等に関する議案を取締役会に付議する権限を有しており、個別の役員に対する報酬等の額及び算定方法につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会からの提案に基づき、取締役会において決定しております。

当事業年度においては、指名・報酬委員会を7回開催しております。 指名・報酬委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	出 席 回 数
代表取締役会長 植平幹夫	7回
社外取締役 宮木啓治	7回
社外取締役 山口昇吾	7回
社外取締役 捻橋かおり	7回

役員報酬の決定に関わる基本方針や報酬制度等については、2019年 6月21日開催の取締役会において決議しており、決議の内容について は指名・報酬委員会からの提案に基づいております。

具体的には、取締役(監査等委員を除く)に対しては月額固定報酬と業績連動報酬を支給し、報酬の比率の目安としては、業績連動報酬が月額固定報酬を超えない額としております。取締役(監査等委員)に対しては月額固定報酬のみを支給することに決定しております。

月額固定報酬の水準につきましては、同業、類似業他社の水準等を勘案して決定することとしており、上限として、当社の正社員の平均賃金月額の6倍を超えないこととし、役位ごとに基本報酬を定めております。

業績連動報酬につきましては、連結営業利益の0.1%に役位別乗数を掛けたものとしており、定時株主総会終了後に支給されます。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその提案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- (注) 1. 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益の状況を示す指標」は、「連結営業利益」としております。
 - 2. 算出に当たり使用する「連結営業利益」は当該業績連動報酬を損金経理 する前の金額としております。
 - 3. 各取締役への支給金額については、1万円未満切捨てとしております。 役位別乗数

役				位	乗	数
取	締	役	会	長		6
取	締	役	社	長		6
取		締		役		4

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

				報酬等の	報酬等の種	重類別の総額	(百万円)	対象となる 役員の員数
役 員 区		分	総 額 (百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	役員の員数 (名) 	
取締役(うち	社夕	等委員を ト 取 紹	6 役)	85 (-)	65 (-)	20 (-)	(-)	5 (-)
取締役(うち	t (監)社 夕	查等季取解	委員) 帝役)	33 (18)	33 (18)	_	_	4 (3)
合 (う	ち社タ	ト取 締	計 役)	119 (18)	99 (18)	20 (-)	(-)	9 (3)

- (注) 1. 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益の状況を示す指標」は、「連結営業利益」としております。当該指標を選択した理由は、営業利益が最も本業における目標達成度を判断するうえで重要と考えているからであります。
 - 2. 算出に当たり使用する「連結営業利益」は当該業績連動報酬を損金経理 する前の金額としております。

なお、当連結会計年度に係る業績連動報酬は、業績連動報酬損金経理前 の連結営業利益1,000,349千円を算定の基礎としております。

3. 各取締役への支給金額については、1万円未満切捨てとしております。 役位別乗数

役				位	乗	数
取	締	役	会	長		6
取	締	役	社	長		6
取		締		役		4

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員)宮木啓治氏は、株式会社エンビプロ・ホール ディングスの社外取締役であります。兼職先と当社とは、取引関係は ありません。

同氏は、医療法人 社団 祥和会大川病院の理事であります。兼職先 と当社とは、取引関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

② ヨず未午及にわける上な伯剱朳仏						
	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要					
取締役(監査等委員) 宮 木 啓 治	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査等委員会14回全てに出席いたしました。グローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験を有しており、その観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。					
取締役(監査等委員) 山 口 昇 吾	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査等委員会14回全てに出席いたしました。他企業での豊富な製造業の経験・見地から意見を述べるなど、これまでの経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。					
取締役(監査等委員) 捻 橋 かおり	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査等委員会14回全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、容観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。					

④ 当社親会社等又は当該親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社である、ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION、ASTI ELECTRONICS CORPORATION、ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION、杭州雅士迪電子有限公司、浙江雅士迪電子有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集 団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に 関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、コンプライアンス体制に関する社内規程に基づき、取締役及び従業員が法令及び定款並びに当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - ② リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、当社グループにおける コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を 中心に取締役及び従業員教育等を行う。
 - ③ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査しリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報を、社内規程に従い文書又は電磁的媒体 (以下「文書等」という。) に記録し、法令及び社内規程に従って適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役は、必要に応じ文書等を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理・コンプライアンス規程に基づき、当社又は当社子会社に おいて発生しうるリスクに適切に対応するため、組織単位毎にリスク 管理責任者を置き、部門のリスク管理業務を統括する。
 - ② 内部監査室は、リスク管理責任者と連携し、各部門のリスク管理状況の監査を実施する。
 - ③ リスク管理責任者及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を定期 的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営 に係るリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 社内規程等により、取締役の業務分担を定め、責任分野を明確にし、 効率的に職務を執行する。
 - ② 経営会議を設置し、取締役会から権限委譲された事項に関して審議を行い、迅速な意思決定を行う。
 - ③ 指名・報酬委員会を設置し、役員の指名・報酬に関する客観性、公平 性を担保する。
 - ④ 全社的な経営目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な事業計画及び数値目標を含めた効率的な達成方法を充分な協議のなされた後に取締役会にて決定し、その決定内容を取締役会・社員全員が共有する。
 - ⑤ 業務執行取締役が月次の業績検討会及び業務報告書にてその進捗状況 を点検・精査し、効率化の阻害要因を排除・低減するなどの改善を促 すことにより、目標達成の確度を高める。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を 確保するための体制
 - ① 当社グループは、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略を共有する。
 - ② 社内規程に基づき、当社子会社管理主管部署は、効率的に経営目的を達成できるよう子会社を管理指導する。
 - ③ 当社の事業方針のもと、重要な当社子会社案件については、当社にて 稟議又は取締役会等の承認を要する。
 - ④ 内部監査室は、定期又は臨時に子会社の実地監査を行い、リスク管理 及びコンプライアンス体制を監視する。
 - ⑤ 当社の取締役等と当社子会社の取締役等は、定期的に会議を開催し、 子会社状況の報告及び課題の検討等を行う。
 - ⑥ 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を実施する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、 取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室をはじめとした従業 員の中から若干名の適任者を置く(監査等委員会を補助すべき取締役

は置かない。)。

- ② 監査等委員会よりその職務の補助を要請された使用人は、その要請に 関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び上長の指揮命 令を受けない。
- ③ 使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前 の同意を得るものとする。
- (7) その他の当該監査等委員会設置会社の監査等委員への報告に関する体制
 - ① 監査等委員は重要な会議に出席し、意見を述べる。
 - ② 監査等委員は重要書類を閲覧し、監査等委員の要請に応じて取締役及び従業員は必要な説明及び報告を行う。
 - ③ 取締役及び従業員は、当社に関係する組織的又は個人的法令違反行為 もしくはそれに類する不正行為等を発見したときは、速やかに監査等 委員会へ報告する。
 - ④ 当社子会社の監査役は、当該子会社の取締役及び使用人又はこれらの 者から報告を受けたときは、当社監査等委員会へ報告しグループ全体 の業務の適正を図る。
 - ⑤ 内部監査室は、監査の結果を定期的に適切な方法により監査等委員会 に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内規程において、従業員等が監査等委員会に直接通報を行うことができることを定め、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に 関する事項

監査等委員又は監査等委員会が社外の専門家に対して助言を求める又は 調査、鑑定その他の事務を委託するなど職務の遂行に伴う費用を請求する ときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認 められる場合を除き、これを拒むことができない。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 内部監査室は、日常業務全般について定期的に往査を実施し、監査等 委員会とも連携して統制活動全般において監視機能の強化を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり運用を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための取組み

行動指針やコンプライアンスに関する社内規程を制定し、周知徹底を図るとともに社内研修を実施し、コンプライアンスに関する意識向上を図っております。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、リスク管理・ コンプライアンス委員会に報告しております。

反社会的勢力に関する社内規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係 を遮断するよう啓蒙を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み 取締役会議事録や関連資料など職務執行に係る情報については、社内規 程に従い適切に保管し、必要に応じて閲覧できるように保存及び管理を行 っております。

(3) 損失の危険の管理に関する取組み

組織単位毎に管理責任者を設置し、リスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催して、全社横断的な取組みを行っております。

内部監査室は、各部門のリスク管理状況を同委員会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み

取締役会を15回開催し、経営方針、事業計画、重要な投資・事業案件の 審議を行っております。

経営会議を23回開催し、取締役会から権限委譲された事項に関して迅速 な意思決定を行っております。

指名・報酬委員会を7回開催し、役員の指名・報酬に関する客観性、公 平性を担保しております。

月次で業績検討会を開催し、経営方針の伝達、事業計画の進捗状況の確認を行っております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための取組み

内部監査室は、年度計画に従って当社各部門及び子会社の実施監査を行い、リスク管理及びコンプライアンス体制を監視しております。

子会社の重要な経営事項に関して、当社の経営会議又は取締役会等の承認を行っております。

月次ですべての子会社から業務報告を受け、WEB会議により業況や事業計画の進捗状況の確認を行っております。

すべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

(6) 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組み

常勤監査等委員は、経営会議その他重要会議に出席し、意見を述べております。

常勤監査等委員は、稟議書その他重要書類を閲覧し、必要に応じて説明 及び報告を求め、その結果を監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、内部監査の結果を適切な方法により監査等委員会に報告しております。

内部通報制度を設置し、常勤監査等委員を通報窓口として運用を行っております。

監査等委員の職務執行に掛かる費用は、監査等委員会からの提案に基づいて予算に組み込まれて、適切に執行されております。

監査等委員は、代表取締役社長及び業務執行役員と情報交換を行う他、 監査法人と意見交換会を行っております。

(注) 本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位: 千円)

資	産	の	部		負		債	O,	部	
科	目		金額	彩	+		E	1	金	額
流 動 資	産		21, 391, 357	流	動	負	債		11, 145	, 041
現金及	び預	金	2, 194, 339	支	で払手	形及で	ド買 排	金	4, 576	5, 700
受取手形及	び売掛	金	8, 107, 180	短	期	借	入	金	4, 465	, 954
電子記録	禄 債	権	3, 001, 417	y	_	ス	債	務	57	, 438
	び製	品	1, 132, 594	未	ŧ	払		金	1, 228	3, 868
仕 掛	0 12	品		未	: 払	法 人	、税	等	181	, 554
			890, 942)	与	引	当	金	458	3, 029
原材料及で	ド 貯 蔵	Ы	5, 422, 006	集	以品(呆 証	引当	金	10	, 759
未 収	入	金	382, 658	7	-	0)		他	165	5, 736
そ の		他	261, 010	固	定	負	債		5, 649	, 484
貸倒引	当	金	△792	長	期	借	入	金	5, 340	, 213
固定資	産		13, 341, 678	縛	. 延	税金	負	債	18	3, 607
┃ ┃ 有形固定	資 産		11, 512, 515	追	遠職給	付に存	系る負	負債	89	, 304
建物及び	構築	幼	4, 225, 705	J J		ス	債	務	137	, 200
				2	-	の		他	64	, 158
機械装置及			3, 349, 893	貝	債	<u> </u>	<u> </u>	計	16, 794	, 525
工具、器具	及び備	品	451, 966		純	資	Ē	É	の部	
土		地	2, 765, 093	株	主	資	本		17, 616	5, 192
リ ー ス	資	産	186, 816	1		本		金	2, 476	5, 232
建設仮	勘	定	533, 039	資	本	剰	余	金	2,640	, 082
無形固定	資 産		742, 811	利		剰	余	金	12, 917	, 288
┃ 投資その他	の資産		1, 086, 351	É			株	式	△417	, 411
	価 証	券	739, 260			括利益累				3, 447
			ŕ	1 2		価証券記				5, 722
	金資	産	137, 559	THE STATE OF		算調		定		, 274
そ の		他	211, 531			株主技	寺 分			8, 870
貸倒引	当	金	△1, 999	純	資	産	合	計	17, 938	
資 産	合	計	34, 733, 036	負	債 純	資産	合	計	34, 733	3, 036

連結損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

			科								目			金	額
売						上				高					45, 213, 913
売				上			原	į		価					40, 883, 172
	売				上		i	総		利			益		4, 330, 740
販	売	1	費	及	U	. –	般	世	理	費					3, 350, 390
	営					業			利				益		980, 349
営			業			外		収		益					480, 818
	受		取		利	息	. ,	及	\mathcal{C}_{i}	配	=	当	金	43, 592	
	為					替			差				益	239, 548	
	補				助			金		収			入	53, 693	
	助				成			金		収			入	68, 727	
	そ							の					他	75, 255	
営			業			外		費		用					79, 171
	支					払			利				息	68, 206	
	そ							の					他	10, 964	
	経					常			利				益		1, 381, 996
特				別			利	J		益					5, 144
	固)	定		資	j	産	売		却		益	5, 139	
	投		資		有	価	i	証	券	売	ŧ	却	益	4	
特				別			損	į		失					51, 572
	固)	定		資	į	産	処		分		損	48, 981	
	減					損			損				失	2, 591	
		金		等	調	整			当 期			利	益		1, 335, 568
		人	稅		`	住	民	税		(V	事	業	税	309, 178	
_	去		人			兑	4		調		整		額	△363, 124	△53, 946
_	当			其			糸			利			益		1, 389, 514
-		_				にり									1, 190
亲	見る	ž	社:	株	主	にり	帚厚	ます	るき	当期	月純	利	益		1, 390, 704

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

					(本位・111)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2, 476, 232	2, 640, 082	11, 682, 903	△417, 240	16, 381, 977
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△156, 319		△156, 319
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1, 390, 704		1, 390, 704
自己株式の取得				△170	△170
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計	_	_	1, 234, 385	△170	1, 234, 214
当 期 末 残 高	2, 476, 232	2, 640, 082	12, 917, 288	△417, 411	17, 616, 192

	その作	也の包括利益身	料 額		
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の を を を を を を を を を を を を を	非支配株主持 分	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	201, 220	△328, 114	△126, 894	14, 464	16, 269, 547
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△156, 319
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1, 390, 704
自己株式の取得					△170
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	204, 501	230, 840	435, 342	△593	434, 748
連結会計年度中の変動額合計	204, 501	230, 840	435, 342	△593	1, 668, 962
当 期 末 残 高	405, 722	△97, 274	308, 447	13, 870	17, 938, 510

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 7社

・連結子会社の名称 ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED

ASTI INDIA PRIVATE LIMITED

ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION

ASTI ELECTRONICS CORPORATION

ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION

杭州雅士迪電子有限公司 浙江雅士迪電子有限公司

② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項
 - ① 連結の範囲の変更 該当事項はありません。
 - ② 持分法の適用範囲の変更 該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち杭州雅士迪電子有限公司及び浙江雅士迪電子有限公司の決算日は、12 月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ, その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は

全部純資産直入法により処理し、売却原価は主と

して移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

製品・原材料・仕掛品……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額

については収益性の低下に基づく簿価切下げの方

洪)

貯蔵品………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………主として定率法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

> 建物及び構築物 10~38年

機械装置及び運搬具 5~9年

口. 無形固定資産………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内

における利用可能期間 (5年) に基づく定額法に

よっております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権に

ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支出に備えるため、支給対象期間に

応じた支給見込額を計上しております。

収不能見込額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金…………製品クレーム費用の支出に備えるため、発生額を

個別に見積ることができる費用についてはその見 積額を、その他については、売上高に対する過去

の実績比率により計算した額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、退職給付制度として確定給付制度及び確定拠出制度を設けております。

イ. 確定給付制度の退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、一部の海外子会社においては、退職一時金制度を採用しております。

ロ. 確定拠出制度の拠出における会計処理方法

連結会計年度における確定拠出企業年金の要拠出額を退職給付費用として処理して おります。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、 連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換 算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法………………為替予約を付した外貨建金銭債務については、振 当処理を採用しております。金利スワップについ ては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象・・・・・・・ヘッジ手段 為替予約取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象 外貨建営業債務及び借入金の支払金 利

ニ. ヘッジ有効性評価の方法……振当処理によっている為替予約取引及び特例処理 の要件を満たす金利スワップ取引については、有 効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理・・・・・・・主として税抜方式によっております。なお、控除 対象外消費税等につきましては、全額費用として 処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は、32,467千円であります。

(連結捐益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は、38千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 (純額)

137,559千円

(繰延税金負債との相殺前の金額は273,235千円であります。)

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
 - イ. 見積りの算出方法等

将来減算一時差異等に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール、将来の事業 計画に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングを考慮し、回収可能と判 断されるものを繰延税金資産として計上しております。

ロ. 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、顧客からの内示情報等に基づく製品の販売数量及び販売価格であります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業計画への影響は、翌連結会計年度においてもその影響が継続し徐々に回復していくものと仮定して見積り及び判断を行っております。

ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である製品の販売数量及び販売価格は経済状況及び市場環境の影響を受けることから、実際の販売実績は計画と乖離する可能性があり、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

- (2) 子会社における有形固定資産の減損の検討
 - ① 当連結会計年度計上額

対象 (ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) とした有形固定資産金額

1,025,248千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 見積りの算出方法

割引後将来キャッシュフローの総額が資産グループの帳簿価格を上回るかの検証を 行い、減損の要否を判断しております。割引後将来キャッシュフローは、5年間の事 業計画を基礎として見積りをしております。

なお、当連結会計年度においては、割引後将来キャッシュフローの総額が資産グループの帳簿価格を上回るため、減損損失は認識しておりません。

ロ. 見積りの算出に用いた主要な仮定

割引後将来キャッシュフローの見積りの基礎となる5年間の事業計画における主要な仮定は、顧客からの内示情報やモデルサイクル等を基礎とした製品の販売数量及び販売価格であります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業計画への影響については、翌連結会計年度においてもその影響が継続し徐々に回復していくものと仮定して見積り及び判断を行っております。

ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である将来の販売数量及び販売価格は経済状況及び市場環境の影響を受けることから、実際の業績は計画と乖離する可能性があり、割引後将来キャッシュフローの見積りに重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

16,545,530千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式	の種	類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通	株	式	3,417千株	-千株	-千株	3,417千株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

2020年6月29日開催の第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 普通株式 156,319千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 普通株式 50円

 基準日
 2020年3月31日

 効力発生日
 2020年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月18日開催予定の第58回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 普通株式 218,839千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 普通株式 70円

 基準日
 2021年3月31日

 効力発生日
 2021年6月21日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については設備投資計画に照らして銀行借入により行う方針を採っております。なお、デリバティブ取引は、為替予約取引については外国為替変動相場リスクをヘッジするために、金利スワップ取引については借入金の金利リスクの低減並びに金融収支改善のために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、新規取引先については、信用状況調査を行ったうえで取引を開始しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の 関係を有する企業の株式を長期保有目的で所有しており、定期的に変動状況が取締役会 に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に 設備投資に係る資金調達であります。借入金は基本的に固定金利によっておりますので、 金利の変動リスクは軽微であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、 各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。 ((注2)参照)

(単位: 千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	2, 194, 339	2, 194, 339	_
(2) 受取手形及び売掛金	8, 107, 180		
貸倒引当金(※1)	△486		
	8, 106, 693	8, 106, 693	_
(3) 電子記録債権	3, 001, 417		
貸倒引当金(※1)	△300		
	3, 001, 117	3, 001, 117	_
(4) 投資有価証券 その他有価証券	736, 460	736, 460	_
資産計	14, 038, 611	14, 038, 611	_
(5) 支払手形及び買掛金	4, 576, 700	4, 576, 700	_
(6) 短期借入金	4, 465, 954	4, 465, 954	_
(7) 未払金	1, 228, 868	1, 228, 868	_
(8) 長期借入金	5, 340, 213	5, 325, 112	△15, 101
負債計	15, 611, 737	15, 596, 635	△15, 101
(9) デリバティブ取引 (<u>※</u> 2)	△37, 046	△37, 046	_

- (※1)受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対して計上している貸倒引当金を控除 しております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照 表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	183, 004	736, 460	553, 456
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	_	_	_
合計		183, 004	736, 460	553, 456

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金並びに(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関により提示された価格等によっております。ただし、金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,800千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額
- (2)1株当たり当期純利益

5,733円53銭 444円83銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

金額及び株式数の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	13, 482, 338	流動負債	8, 433, 851
現金及び預金	433, 864	買 掛 金	2, 541, 253
受 取 手 形	660	短 期 借 入 金	3, 500, 000
売 掛 金	5, 561, 622	1年内返済予定の長期借入金	851, 782
電子記録債権	3, 001, 417	リース債務	18, 494
商品及び製品 仕 掛 品	624, 704 537, 543	未払金	870, 012
原材料及び貯蔵品	2, 887, 548		·
前払費用	60, 554	未 払 費 用	62, 215
未 収 入 金	286, 041	未払法人税等	147, 369
その他	89, 266	預 り 金	12, 608
貸倒引当金	△884	賞 与 引 当 金	403, 948
固 定 資 産	14, 076, 207	製品保証引当金	10, 759
有形固定資産	5, 811, 657	そ の 他	15, 408
建物	1, 644, 127	固 定 負 債	5, 055, 315
構築物	51, 891	長期借入金	5, 007, 213
機 械 及 び 装 置 車 両 運 搬 具	922, 585	リース債務	46, 966
車 両 運 搬 具 工具、器具及び備品	3, 305 300, 639	資産除去債務	1, 136
土 地	2, 442, 267		13, 489, 166
リース資産	59, 137		の 部
建設仮勘定	387, 702		13, 663, 656
無形固定資産	157, 113		
借 地 権	11,041	資 本 金	2, 476, 232
ソフトウェア	132, 578	資本剰余金	2, 675, 056
ソフトウェア仮勘定	13, 447	資本準備金	2, 675, 056
そ の 他 投資その他の資産	45 8 , 107, 436	利 益 剰 余 金	8, 929, 778
投資 有 価 証 券	739, 260	利 益 準 備 金	50, 146
関係会社株式	1, 465, 753	その他利益剰余金	8, 879, 632
出資金	260	固定資産圧縮積立金	21, 744
関係会社出資金	2, 677, 884	別途積立金	5, 640, 000
関係会社長期貸付金	2, 826, 143	繰越利益剰余金	3, 217, 888
差入保証金	15, 634	自己株式	△417, 411
保険積立金	169, 571	評価・換算差額等	405, 722
繰延税金資産	210, 530	その他有価証券評価差額金	405, 722
その他 登倒引当金	$4,681$ $\triangle 2,282$	純 資 産 合 計	14, 069, 378
資産合計	27, 558, 545		27, 558, 545
具 庄 口 引	27, 000, 040	只 误 祧 貝 庄 口 引	27, 330, 343

損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		科							目		金	額
売					Ŀ			高				29, 499, 146
売			上			原		価				26, 695, 831
	売			Ŀ		総		利		益		2, 803, 315
販	売	費	及	び	_	般質	理	費				2, 317, 234
	営				業		利			益		486, 081
営		業			外	収		益				545, 258
	受	取		利	息	及	Ü	配	当	金	407, 517	
	助			成		金		収		入	68, 472	
	そ					0)				他	69, 268	
営		業			外	費		用				42, 297
	支				払		利			息	34, 375	
	為				替		差			損	2, 408	
	そ					0)				他	5, 513	
	経	経常					利			益		989, 042
特		別				利		益				3, 886
	固		定		資	産	売		却	益	3, 882	
	投	資		有	価	証	券	売	却	益	4	
特			別			損		失				32, 881
	固		定		資	産	処		分	損	32, 881	
₹	兑	引		前	当	期	1	純	利	益		960, 047
ž	去)	人移	ź,		住」	民 税	及	び	事 業	税	154, 960	
Ŷ.	去	人		移	Ź	等	調		整	額	△367, 521	△212, 561
当		期				純		利		益		1, 172, 608

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

									()	. 1 T - 1 T
			株		主	資		本		
		資本剰	1余金	禾	」 益	剰	余	全		
	資本金		冷ナ利人人		その)他利益剰	余金	11 유원 시	自己株式	株主資本
	具个业	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	固定資産圧 縮 積 立 金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 計		合計
当期首残高	2, 476, 232	2, 675, 056	2, 675, 056	50, 146	21, 744	5, 800, 000	2, 041, 599	7, 913, 489	△417, 240	12, 647, 538
事業年度中の変動額										
別途積立金の 取 崩						△160,000	160, 000	ı		-
剰余金の配当							△156, 319	△156, 319		△156, 319
当期純利益							1, 172, 608	1, 172, 608		1, 172, 608
自己株式の取得									△170	△170
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△160,000	1, 176, 288	1, 016, 288	△170	1, 016, 118
当期末残高	2, 476, 232	2, 675, 056	2, 675, 056	50, 146	21, 744	5, 640, 000	3, 217, 888	8, 929, 778	△417, 411	13, 663, 656

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価・ 換 算 差額等合計額	純資産合計
当期首残高	201, 220	201, 220	12, 848, 758
事業年度中の変動額			
別途積立金の 取 崩			-
剰余金の配当			△156, 319
当期純利益			1, 172, 608
自己株式の取得			△170
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	204, 501	204, 501	204, 501
事業年度中の変動額合計	204, 501	204, 501	1, 220, 620
当期末残高	405, 722	405, 722	14, 069, 378

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部

純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 31~38年

5~9年

機械及び装置

② 無形固定資産…… 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法によってお

ります。

③ リース資産………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金………………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不

能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………従業員の賞与支出に備えるため、支給対象期間に応じ

た支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金・・・・・・製品クレーム費用の支出に備えるため、発生額を個別に見積ることができる費用についてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の実績比率により計算した額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

- ③ ヘッジ方針……金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法………金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、 有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類の作成のための重要な事項

 - ② 消費税等の会計処理·····主として税抜方式によっております。なお、控除対象 外消費税等につきましては、全額費用として処理して おります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「助成金収入」は、38千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を 当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度計上額

繰延税金資産 (純額)

210.530千円

(繰延税金負債との相殺前の金額は367,521千円であります。)

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 見積りの算出方法等

将来減算一時差異等に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール、将来の事業計画に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングを考慮し、回収可能 と判断されるものを繰延税金資産として計上しております。

ロ. 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、顧客からの内示情報等に基づく製品の販売数量及び販売価格であります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業計画への影響は、翌事業年度においてもその影響が継続し徐々に回復していくものと仮定して見積り及び判断を行っております。

ハ. 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である製品の販売数量及び販売価格は経済状況や市場環境の影響を受けることから、実際の販売実績は計画と乖離する可能性があり、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

11,613,718千円

(2) 保証債務

連結会社の金融機関からの借入に対する保証

ASTI ELECTRONICS CORPORATION

440,625千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

925,692千円

② 長期金銭債権

2,826,143千円

③ 短期金銭債務

400,036千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との営業取引による取引高

① 売上高

2,166,876千円

② 仕入高

4,462,749千円

③ 販売費及び一般管理費

23,154千円

関係会社との営業取引以外の取引高

408,960千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の	り種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	式	290千株	0千株	-千株	290千株

⁽注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	437,812千円
減価償却費損金算入限度超過額	278, 043
賞与引当金	120, 618
たな卸資産評価損	89, 581
有価証券等評価損	40, 076
関係会社出資金評価損	39, 450
賞与社会保険料	18, 526
一括償却資産	16, 579
その他	46, 159
繰延税金資産小計	1, 086, 848
評価性引当額	719, 326
繰延税金資産合計	367, 521
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	147,734千円
固定資産圧縮積立金	9, 256
繰延税金負債合計	156, 991
繰延税金資産の純額	210, 530

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。
- (2) 子会社

会社等の名称	関連当事をとの関係	議決権等有の被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	融	(所有) 直接 98.2	融 金 回 受 取 取	300, 000 68, 270 32, 375	長期貸付金	1, 541, 870
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	融	(所有) 直接 99.9	利 息 受 取	2,000	長期貸付金	800, 000
ASTI ELECTRONICS CORPORATION	材料支網	(所有) 直接 100.0	加工委託資金回収利息受取債務保証(注3)	2, 483, 724 89, 988 2, 569 440, 625	買掛金長期貸付金	323, 459 409, 952

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
 - (1) 材料支給につきましては、一般的な市場価格等を勘案して価格を決定しております。
 - (2) 加工委託につきましては、一般的な市場価格等を勘案して価格を決定しております。
 - (3) 融資につきましては、市場金利を勘案して利率を設定しております。また、担保の受入はありません。
 - 3. 債務保証は、銀行借入の債務保証を行ったものであり、保証料を受領しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4,500円35銭

(2) 1株当たり当期純利益

375円07銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

金額及び株式数の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ASTI株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜 松 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 俊 克 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ASTI株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ASTI株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成 することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示す る責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬 により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影 響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、 連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論 は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定 を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

A S T I 株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

浜 松 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 俊 克 印 指定有限責任社員 公認会計士 医 田 七 耕 〇

業務執行社員 公認会計士 角 田 大 輔 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ASTI株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責 任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要 な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類 等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と して存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定 を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締 役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)につい て取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に 応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

ASTI株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 百 鬼 直 樹 印 監査等委員 宮 木 啓 治 印 監査等委員 山 口 昇 吾 印 監査等委員 捻 橋 かおり 印

(注) 監査等委員宮木啓治、山口昇吾及び捻橋かおりは、会社法第2条 第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金70円 配当総額 218,839,810円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月21日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員 (5名) は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、 取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の提案に基づくものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	世 を の	1985年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2008年7月 在中国日本大使館公使 2012年7月 経済産業省貿易経済協力局審議官 2013年6月 国際協力銀行執行役員 2015年7月 経済産業省中部経済産業局長 2018年1月 当社入社 2018年3月 当社企画本部長 2018年6月 当社常務取締役企画本部長兼開発本部長 2018年10月 当社常務取締役経営本部長兼新規事業部長 2020年10月 当社代表取締役社長兼経営本部長兼 新規事業部長(現任)	3, 600株
	の経験も多く有してお	斉産業省時代の豊富な行政経験と知見を有するととります。当社グループが今後も持続的な成長を果た即見が経営に必要であると判断し、引き続き取締役。	していくうえ
	はら かず たか 原 一 隆 (1964年1月1日)	2003年 1 月 当社入社 2003年 1 月 当社大社 2014年12 月 当社技術開発部長 2017年 4 月 当社電子機器事業部長 2017年 6 月 当社取締役電子機器事業部長 2018年10月 当社取締役開発事業部長(現任)	3, 500株
2	ております。当社グルー 術部門での経験を活かっ	理由】 来技術部門に携わり、技術分野における高い能力と『 ープが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、 すことにより当社グループの企業価値向上のために』 役として選任をお願いするものであります。	これまでの技

候補者 番 号	氏 (生 年 月	名 日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	深 苗 5 (1963年11月	26日)	1986年4月 2000年4月 2005年7月 2010年12月 2015年10月 2018年6月 2019年2月 2020年6月	当社竜洋工場(現磐田工場)工場長 当社浅羽工場(現袋井工場)工場長 ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED社長 当社掛川工場工場長 当社執行役員掛川工場工場長 当社執行役員ハーネス事業部長	2,000株
	務を体験し、こ	は入社後、 この間に れからの	営業部門、 得られた貴重 企業運営に必	製造部門及び海外子会社のトップとして な知見とスポーツマンとして培われた打 要な人材であると考え、引き続き取締行	1導力や豊か
4	鈴 木 伯 (1958年1月	申 和	1981年4月 2004年7月 2005年7月 2007年8月 2010年6月 2011年6月 2013年4月 2014年4月 2015年5月 2020年10月	場長 当社国内営業部長電子機器担当 当社執行役員国内営業部長電子機器 担当 当社執行役員製造本部長 当社取締役製造本部長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼電子機器事業 部長 当社代表取締役社長	24, 700株
	の代表取締役者	は、営業 注長とし	部門や製造部 ての経験を活	3門の現場で得た豊富な経験を有しており おかして、当社グループの経営全体を牽引 して選任をお願いするものであります。	
(注)				. して選任をお願いするものであります。 別の利害関係はありません。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時(2022年2月)には同内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任議案について、指名・報酬委員会(監査等委員である社外取締役3名全員が出席)での議論を確認し、慎重に検討を行いました。

その結果、各候補者は適任であると判断いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

としております。

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数				
1	在 ^き り なお ^き 樹 (1962年8月26日)	1987年4月 当社入社 2003年4月 当社総務部長 2008年4月 当社企画室長 2009年7月 当社総務部長 2014年4月 当社企画部長 2016年4月 当社内部監査室長 2017年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	6, 900株				
	【監査等委員である取得	- 締役候補者とした理由】					
		以来主に経理・総務関連業務に携わり、内部監査室長					
		、監査業務に精通しており、2017年6月からは当社盟					
	し、監査役としての職責	₹を果たしてまいりました。今後も当社グループのコ	ーポレート・				

ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	※ 京 本 啓 だ治 (1950年 6 月 29 日)	1976年4月 日本楽器製造株式会社 (現 ヤマハ株 式会社) 入社 1985年8月 株式会社日本能率協会コンサルティングチーフコンサルタント 1990年4月 A. T. KEARNEY INCORPORATEDプリンシパルコンサルタント 1999年12月 A. T. KEARNEY KOREA LIMITED LIABILITY COMPANY社長 2002年10月 株式会社ライト マネジメント ジャパン代表取締役社長 2006年1月 RIGHT MANAGEMENT INCORPORATED本社上級副社長アジアパシフィック総代表 2014年6月 当社社外取締役 2018年5月 医療法人 社団 祥和会大川病院理事(現任) 2018年6月 マジェスティゴルフ株式会社社外監査役 2018年9月 株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役(現任) (1年) (現任) (重要な兼職の状況) 医療法人 社団 祥和会大川病院理事株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役	
		↑取締役候補者とした理由及び期待する役割】 系コンサルティング企業の代表を務められるなどグ↓	ューバルか視

宮木啓治氏は、外資系コンサルティング企業の代表を務められるなどグローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識、経験を有しており、これまでも社外取締役の立場で経営に対する監督・助言をいただいております。今後も当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

また、宮木啓治氏には、激しく移り変わる国際経済情勢の中で、当社の進むべき方向性についての示唆をいただくとともに、国内外で発生する様々なマネージメント上の課題について適切な助言をいただくことを期待しております。

候補	者号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数			
		捻 橋 かおり (1976年9月24日)	2000年10月弁護士登録2000年10月旧渡邉国際法律事務所(現外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所)入所2006年11月辻巻総合法律事務所入所(現任)当社社外取締役(監査等委員)(現任)	-			
3	•	捻橋かおり氏は、弁 務にも精通しており、、 化に貢献していただけ。 ます。なお、同氏は会科 等委員である社外取締 ります。なお、同氏は、 任期間は、本総会終結。 また、捻橋かおり氏	外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 養士としての豊富な経験と幅広い見識を有するととも これらを当社の監査等に活かしてコーポレート・ガノ るものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者 社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由 ひとしての職務を適切に遂行することができるものと 現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役 の時をもって2年となります。 こは、国際弁護士としての豊富な経験から、特に海夕 だくことを期待しております。	ドナンスの強 すとしており 日により監査 ・判断してお さとしての在			
<u>*</u> 4		。 親 飼 裕 之 (1954年3月5日)	2005年4月 国立大学法人名古屋工業大学大学院工学研究科 教授 2010年4月 国立大学法人名古屋工業大学 副学長 兼同大大学院工学研究科 教授 2014年4月 国立大学法人名古屋工業大学 学長2020年4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学 副学長 兼経営学部 教授学校法人東邦学園 理事(現任)2021年4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長(現任)(重要な兼職の状況)学校法人東邦学園愛知東邦大学学長(現任)(重要な兼職の状況)学校法人東邦学園愛知東邦大学学長	_			
		学校伝人東邦子園 珪事 学校伝人東邦子園 珪事 学校伝人東邦子園 珪事 電査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割 鵜飼裕之氏は、名古屋工業大学教授及び学長として、日本のものづくりを支える多くのエンジニアの教育に携わるとともに、大学組織の経営経験も有しておられます。これらの経験を当社の企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、鵜飼裕之氏には、当社の技術レベルの向上、海外の大学との連携、組織マネージメントなど様々な場面における適切な助言をいただくことを期待しております。					

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 宮木啓治氏、捻橋かおり氏及び鵜飼裕之氏は、社外取締役候補者であります。

- 4. 当社は、百鬼直樹氏、宮木啓治氏及び捻橋かおり氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、百鬼直樹氏、宮木啓治氏及び捻橋かおり氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、鵜飼裕之氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時(2022年2月)には同内容での更新を予定しております。
- 6. 当社は、宮木啓治氏及び捻橋かおり氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、鵜飼裕之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 7. 捻橋かおり氏の戸籍上の氏名は家田かおりであります。

株主総会会場ご案内図

会 場: ASTI株式会社 本社6階会議室

静岡県浜松市南区米津町2804番地 電話(053)444-5111 (代表)



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しては、株主 総会開催日当日における感染拡大の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用 などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

交通のご案内

【バス】 ・ J R 浜松駅バスターミナル「6番のりば」から遠州鉄道バス (4中田島砂丘行)で約20分(「中田島車庫」バス停で下車 徒歩約15分)

【自動車】・東名高速道路「浜松I.C.」又は「浜松西I.C.」から約30分